

平成 17 年 3 月 31 日制定

平成 18 年 3 月 30 日改訂

単位認定の評価方法と評価基準規程

1. 単位認定は、1 年次生については 60 単位、3 年次編入生については 80 単位を上限として行う。
2. 1 年次生は 60 単位、3 年次編入生は 80 単位を上限として単位認定を希望する科目（以下、「申請科目」と言う）のリストを作成し申請する。その際、申請科目ごとに、既得科目の教育内容、達成目標および達成度の評価基準等を明記した資料（既得科目のシラバス等、以下、「既得科目の評価基準」と言う）を添付する。
3. 単位認定の申請があった場合には、部門内に課程長を長とする単位認定のための委員会（以下、「課程単位認定委員会」と言う）を設置する。
4. 課程単位認定委員会による単位認定の方法は、既得科目の評価基準と、申請科目のシラバスに記載した教育内容および科目の達成目標と達成度の評価基準（以下、「申請科目の評価基準」と言う）とを比較することにより行う。
5. 次の各号に定める基準を満足する場合についてのみ各号で記載した単位を認定する。
 - 1 既得科目の評価基準と申請科目の評価基準とを比較し、ほぼ同等であると認められた場合、その申請科目を単位認定する。
 - 2 既得科目と申請科目との間に一対一の対応関係はないが、複数の既得科目にまたがる評価基準が申請科目の評価基準とほぼ同等であると認められた場合については、その申請科目を認定する。
 - 3 既得科目と申請科目との間に一対一の対応関係はないが、複数の既得科目にまたがる評価基準が、複数の申請科目の評価基準とほぼ同等であると認められた場合については、その複数の申請科目を単位認定する。ただし、この場合、単位認定する申請科目の総単位数は既得科目の総単位数を越えないものとする。
6. この規程に定める 1～5 項については学内外に広く公開するものとする。
7. この規程に定めるもののほか、単位認定に係わる事項について必要と判断したものは課程単位認定委員会が定め、部門会議の承認を得るものとする。